

◎対象になる方および対象住宅

事業名	補助対象者	補助対象住宅
『子育て世帯向け新築支援事業』	①八峰町に住民登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、又は空家購入後に住民登録する方については、住民登録日を実績報告の期限とします。	子育て世帯で戸建て住宅の新築工事（以下「新築工事」という。）を行う方 ①新築の戸建て ②住宅の構造及び生活形態等を総合的に判断し、戸建て住宅に相当する住宅と認められる新築住宅
『リフォーム支援事業』	②世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所地等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。	①持家住宅の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う方 ②親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う方 ③親、配偶者の親又は子の持家住宅のリフォーム等工事を行う方 ④自らが所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う方 ①自己所有の持家住宅 ②親、配偶者の親又は子の持家住宅
『空家購入等支援事業』	空家を購入する方（購入後の増改築工事及びリフォーム工事を含む。）。ただし、3親等以内の親族等からの取得でないこと。	空家

◎対象になる経費

事業名	補助対象経費
『子育て世帯向け新築支援事業』	平成30年4月1日以降に工事が完了し、平成31年3月29日までに実績報告が可能な工事等であること。ただし、移住者で住民登録日の前後1年以内に、新築工事、リフォーム等工事及び空家購入等を行っている場合は、住民登録日から1年遡った日以降に完了していること。 ※次に掲げる経費等については補助対象としません。 ①公共工事の施工に伴う補償費の対象となる経費。門・塀等、いわゆる外構工事に係る経費。ただし、配管工事の実施に伴うフェンスの取外し、再設置など、補助対象工事の実施に伴い必要な場合は、補助対象経費とします。 ②車庫及び物置の新築工事に係る経費。ただし、別棟ではなく、戸建て住宅及び持家住宅と一体的に整備する場合は、補助対象経費とします。 ③町のその他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費。 ④その他、補助金の交付が適当でないと認められる新築工事、リフォーム等工事及び空家購入等に係る経費。
『リフォーム支援事業』	新築工事に要する経費（消費税相当額を含む。） リフォーム等工事に要する経費（消費税相当額を含む。）で、補助対象経費の額が30万円以上であること。
『空家購入等支援事業』	空家の購入及びリフォーム等工事に要する経費（消費税相当額を含む。）で、補助対象経費の額が30万円以上であること。

★その他申請書類など、詳しくは町ホームページをご覧いただけます。

■問合せ先 八峰町建設課 建設係 ☎ 76-4610

Happo (y) な Smile づくりを応援します!!!

八峰町住まいづくり応援事業

八峰町では、子育てしやすい環境づくり、安全で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築やリフォーム、購入に要する経費に対して補助金を交付します。

生まれ変わった八峰町の住宅施策！ここがポイント！！

- 従来のリフォーム支援に加え、新築（子育て世帯に限る）、空家購入にも対応しています。
- 住宅を新築又は購入する場合「フラット35子育て支援型・地域活性化型」（金利引下げ）の支援措置を受けることができます。
 - ※1 「フラット35子育て支援型・地域活性化型」の利用要件とは？
申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満、かつ18歳以下の子供を扶養していること
 - ※2 「八峰町住まいづくり応援事業」との同時申請が必要です。
「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用申請書」と「八峰町住まいづくり応援事業交付申請書」を同時に提出する必要があります。
- 平成22年度以降に「住宅リフォーム支援事業」による補助金を受けた世帯も新たに利用可能です。
- 移住者等（転入予定者）については、住民登録前でも申請可能です。

◎支援事業の種類

NO	事業名	条件等	町 内		町外（移住者【※1】）	
			一般世帯	子育て世帯【※2】	一般世帯	子育て世帯【※2】
1	子育て世帯向け新築支援事業	補 助 率	—	100%	—	100%
		限 度 額	—	200万円	—	200万円
		工事期間等	—	H30.4～H31.3	—	H29.4～H31.3
2	リフォーム支援事業（工事費30万円以上～）	補 助 率	15%			
		限 度 額	30万円			
		工事期間等		※ただし、移住者【※1】、多子世帯【※3】については 限度額を50万円とします。		
3	空家購入等支援事業（工事費30万円以上～）	補 助 率	50%			
		限 度 額	50万円			
		工事期間等		H30.4～H31.3		H29.4～H31.3
加算	下水道新規加入分【※4】				一律 10万円	

（注）「1」～「3」の事業については、同一年度内に重複して申請（利用）することはできません。

《用語の定義》

- ※1 移住者
八峰町以外の市区町村から定住の意思をもって、平成29年4月1日以降に転入した者をいう。
- ※2 子育て世帯
申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯又は高校生までの子供を扶養している世帯をいう。
- ※3 多子世帯
申請日において、18歳以下の3人以上の子供と同居している親子世帯をいう。
- ※4 下水道新規加入分
「2」「3」の工事等に併せて、新規に下水道に加入した場合の加算分をいう。

重 要

予算がなくなり次第、終了します。